(3) Expected date of the contract award : 11 March 2019
(4) Reasons for the use single tendering procedures as provided for in the Agreement on Government Procurement : d "Interchangeability"
(5) Contact point for the notice : Kazuo Horiuchi, General Affairs Department, JAPAN POST INSURANCE Co., Ltd. Otemachi Place Westtower 3—1 Otemachi 2-chome Chiyoda-ku Tokyo 100—8794 TEL 03—3477—2581

随意契約に関する公示

次のとおり随意契約について公示します。
平成31年2月18日
契約等担当職　日本中央競馬会
法務部　契約室長　秋谷　光昭
◎調達機関番号　236　◎所在地番号　13
○31 日競広報サ第６号
1　調達内容
(1) 品目分類番号　73
(2) 購入等件名及び数量　グリーンチャンネルにおける海外競馬情報番組の放送実施　一式
2　随意契約の予定日　平成31年３月11日
3　随意契約によることとする「政府調達に関する協定」の規定上の理由　b「排他的権利の保護」
4　随意契約を予定している相手方の名称
（一財）グリーンチャンネル
5　担当部局　〒106—8401　東京都港区六本木６—11—１　日本中央競馬会　本部　法務部　契約室　ＴＥＬ03—3591—5251
6　Summary
(1) Classification of the services to be procured : 73
(2) Nature and quantity of the services to be required : TV-Program
(3) Expected date of the contract award : 11th, March, 2019
(4) Reasons for the use single tendering procedures as provided for in the Agreement on Government Procurement : b "Protection of Exclusive Rights"
(5) Contact point for the notice : Contract and Procurement Division, Legal Affairs Department of Japan Racing Association, 6—11—1 Roppongi, Minato-ku, Tokyo 106—8401 Japan TEL 03—3591—5251

落　札

落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。
平成31年2月18日
独立行政法人国立美術館国立国際美術館分任契約担当役　館長　山梨　俊夫
（大阪市北区中之島４—２—55）
［掲載順序］
①品目分類番号　②調達件名及び数量　③調達方法　④契約方式　⑤落札決定日（随意契約の場合は契約日）　⑥落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所　⑦落札価格（随意契約の場合は契約価格）　⑧入札公告日又は公示日　⑨随意契約の場合はその理由　⑩指名業者名（指名競争入札の場合）　⑪落札方式　⑫予定価格

◎調達機関番号　517　◎所在地番号　27
①53、56　②特別展「クリスチャン・ボルタンスキー—Lifetime」出品作品の輸送及び展示業務一式　③購入等　④随意　⑤30. 12. 7　⑥ヤマトグローバルロジスティクスジャパン株式会社関西美術品支店　大阪市住之江区南港東４—11—99　⑦34,287,636円　⑨ａ「不落」

報　告

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。
平成31年２月18日　株式会社国際協力銀行
◎調達機関番号　129　◎所在地番号　13
1　改正された規則の名称等
政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達規則
（目的）
第１条　この規則は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（以下「改正協定」という。）その他の国際約束を実施するため、本行の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱いに関し、契約規則の特例を設けるとともに必要な事項を定めるものである。
（定義）
第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1) 物品等　動産（現金及び有価証券を除く。）及び著作権法（昭和45年法律第48号）第２条第１項第10号の２に規定するプログラムをいう。
(2) 特定役務　改正協定の附属書Ⅰ日本国の付表５に掲げるサービス及び同附属書Ⅰ日本国の付表６に掲げる建設サービス（以下「建設工事」という。）に係る役務をいう。
(3) 調達契約　物品等又は特定役務の調達のため締結される契約（当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随するものを含み、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業（建設工事を除く。）にあっては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第57号）による改正前の同項に規定する特定事業を実施するため締結される契約に限る。）をいう。
(4) 一連の調達契約　特定の需要に係る一の物品等若しくは特定役務又は同一の種類の二以上の物品等若しくは特定役務の調達のため締結される二以上の調達契約をいう。
（適用範囲）
第３条　この規則は、調達契約に係る予定価格（物品等の借入れに係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約にあっては、借入期間又は提供を受ける期間の定めが12箇月以下の場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額、その期間の定めが12箇月を超える場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額に見積残存価額を加えた額とし、その他の場合は、１箇月当たりの予定賃借料又は１箇月当たりの特定役務の予定価格に48を乗じて得た額とする。）が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以上の額であるもの（以下「特定調達契約」という。）に関する事務について適用する。ただし、有償で譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をする目的で取得する物品等若しくは当該物品等の譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をするために直接に必要な特定役務（当該物品等の加工又は修理をするために直接に必要な特定役務を含む。）又は有償で譲渡をする製品の原材料として使用する目的で取得する物品等若しくは当該製品の生産をするために直接に必要な特定役務の調達契約に関する事務については、この限りでない。
(1) 物品等の調達契約　国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）（以下「国の特例政令」という。）第３条第１項に規定する財務大臣の定める額
(2) 特定役務のうち建設工事の調達契約　地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第３条第１項に規定する総務大臣の定める額
(3) 特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約　国の特例政令第３条第１項に規定する財務大臣の定める額
(4) 特定役務のうち前２号以外の調達契約　国の特例政令第３条第１項に規定する財務大臣の定める額